

学校いじめ防止基本方針

千葉県立銚子商業高等学校（定時制の課程）

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

「いじめ防止対策推進法」は、社会総がかりで、いじめの問題に対峙するために、基本的な理念や体制を定めた法律です。学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、法第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの未然防止・いじめの早期発見に取り組み、いじめがあった場合の対応に備えるための基本的な方針を定めるものとする。

1 基本理念等

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする（けんかを除く）
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) 基本理念

- ア あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- イ 生徒が主体となっていじめのない社会を形成するという意識を育むため、生徒が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ウ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- エ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- オ 相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。また、いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わないものとする。

2 校内いじめ対策組織

本校におけるいじめの防止等の対策のための組織として、「いじめ防止等対策委員会」を設置する。学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、組織的に行うための中核となる常設組織とする。⑤組織の構成を次のとおりとする。

(1) 全構成員（10名）

校長，副校長，生徒指導主事，各学級担任（学年主任），養護教諭，人権教育研究委員会委員長，スクールカウンセラー

必要に応じて、生徒の代表，保護者の代表，警察，学校医等とする。

(2) 日常的業務における協議

副校長，生徒指導主事，養護教諭

(3) いじめの疑いに係る事案発生時の緊急会議等

校長，副校長，生徒指導主事，養護教諭，関係学級担任
その他必要に応じて，部活動顧問等

(4) 重大事態の場合

教育委員会と連携して，スーパーバイザー等を要請する。

3 未然防止の取組

全校集会やホームルームなどをおして、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許さない」という雰囲気や学校全体に醸成する。保健だよりや保護者宛の各種文書、保護者会での説明等を通して保護者への啓発活動を積極的に行う。

(1) 道徳教育・人権教育の推進

ア 道徳教育・人権教育の推進を図り、「自己を大切に他人を思いやる心」・「互いの人格を尊重しあえる態度」の育成に努める。

イ 「いのちを大切に作るキャンペーン」・「いじめゼロ宣言」などで、生徒の「いじめ撲滅」の自発的活動や取組を支援し、「話す勇気」・「止める勇気」の醸成を図る。

ウ インターネットや携帯電話を利用したネットいじめへの対応として、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

エ 県学校ネットパトロール実施についての注意喚起を行う。

オ いじめに限らず、暴力・暴言などを校内外から排除する指導を展開する。

カ 生徒による授業アンケートや相互授業参観等の授業力向上の取組により、わかる授業の展開を推進し、生徒の自己存在感を高め、いじめを含めた問題行動の未然防止につなげる。

(2) 教員研修会の実施

ア 教育相談的手法の研修会を5月上旬に実施する。

イ 教職員の不適切な認識・言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、体罰禁止を含めた不祥事防止研修会を12月上旬に実施する。

4 早期発見に向けた取組

(1) 個人面談の実施

いじめの早期発見を含めて学校生活全般に関する個人面談を定期的（前・後期各1回）に実施する。

(2) 被害目撃調査の実施

年2回（6月・10月）被害目撃調査を実施する。

いじめ加害者・被害者等への聞き取り調査は、2名以上の職員が行う。その際は、暴言や威圧等の不適切な聴取方法とならないよう留意する。

(3) いじめ相談体制

生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。また、保護者にはいじめがあった場合の子どもの変化の特徴を示し、速やかに学校に相談する等の具体的な啓発活動を実施する。

ア スクールカウンセラーの活用

イ いじめ相談・通報窓口の設置

校内・・・いじめ防止等対策委員会委員

校外・・・千葉県子どもと親のサポートセンター（月～金8：30～17：15）

0120-415-446（フリーダイヤル）

千葉いのちの電話24時間 043-227-3900（24時間体制）

24時間いじめ相談ダイヤル 0570-0-78310（なやみ言おう）

(4) 職員の責務

上記の他、学校行事・部活動等授業時間以外の生徒の人間関係を観察する等、日常的にいじめの早期発見に取り組む。また、生徒の自発的活動を支援する中で、過度の競争意識、勝利至上主義等が生徒のストレスを高め、いじめ等の問題行動を誘発する危険性に十分配慮するものとする。

5 いじめに対する措置

(1) いじめに係る相談・通報を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

(2) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止する指導。

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援

① いじめ被害者の自宅を訪れ、聴取した事実を本人・保護者に説明し、生徒の身の安全を最優先し、いじめをやめさせることに皆で取り組むことを伝える。

② いじめ被害者・保護者の心情を考慮し、誠実に丁寧に対応する。生徒の心のケアのため、必要に応じてスクールカウンセラーの支援を要請する。

③ いじめ被害者を徹底して守り抜くことを本人、保護者に伝える。生徒が安心して学べる環境を整備する。

④ 学校側の今後の対応について、関係機関との連携を含めて説明する。

⑤ いじめ被害者・保護者の不安な点を聴取し、対応策を示す。

イ いじめ加害者への対応（本人・保護者）

- ① 複数の職員により、いじめの事実について事情聴取する。
- ② 聴取記録の係を決め、手書きした後、電子データにも残す。
- ③ 暴言や威圧等の不適切な聴取方法とならないよう注意する。
- ④ 聴取時間及び場所については、休憩を適宜入れながら、無理のないよう環境に配慮して設定する。
- ⑤ 加害生徒及び保護者には、「内規」に照らし合わせた指導であることを丁寧に説明する。

いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。また、いじめを行った生徒が被害者や通報者に圧力（物理的、精神的）をかけることのないよう、関係者に指導する。

- (3) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするため、スクールカウンセラー等の支援により、複数の教員が必要な措置を講ずる。
- (4) いじめ関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (5) 各ホームルーム担任は、全体の問題として、生徒等への指導を行う。
- (6) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察所等と連携して対処する。
- (7) 校長及び教員は、教育上必要があると認められるときは、当該生徒に対して懲戒を加える。
- (8) 当事者たちだけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、「観衆」としてはやし立てたりする生徒や、「傍観者」として暗黙の了解を与えているような生徒に対しても、いじめを抑止する「仲裁者」への転換を促すような指導をおこなう。

6 重大事態への対処について

(1) 重大事態の意味

法第28条に次のように規定されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ア 児童生徒が自殺を企画した場合
- イ 身体に重大な被害を被った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえ

ない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

学校又は教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査に当たる。

(2) 重大事態の報告

ア 校内及び教育委員会への報告

発見者→学級担任(学年主任)→生徒指導主事→副校長→校長
校長→学校安全保健課→教育長→知事
→指導課(二報以後の対応)

連絡先電話番号

学 校 0479-22-5678 (本校舎)
学校安全保健課(危機管理担当) 043-223-4090
(勤務時間外) 080-1260-9747
080-1028-0989
080-2049-0364

銚子警察署 0479-23-0110

銚子市青少年指導センター 0479-21-0345

(一報後、改めて、文書により報告する。)

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、「事実関係を明確にする」ための調査を実施する。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該自体への対処や同種の再発防止を図るものである。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供するとともに加害生徒、保護者へいじめの事実を通知する。

オ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことが考えられる。この際、いじめられた生徒を守ることを最優先とした調査実態が必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

カ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を実施する。

7 公表・点検・評価等について

(1) いじめ基本方針の公表

いじめ基本方針は、本校ホームページで公表する。

(2) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア 毎年1月中旬、「いじめ防止等対策委員会」において、「学校評価アンケート」の結果及びいじめ防止基本方針に基づく年間計画や取組状況の検証・修正等について点検・分析する。

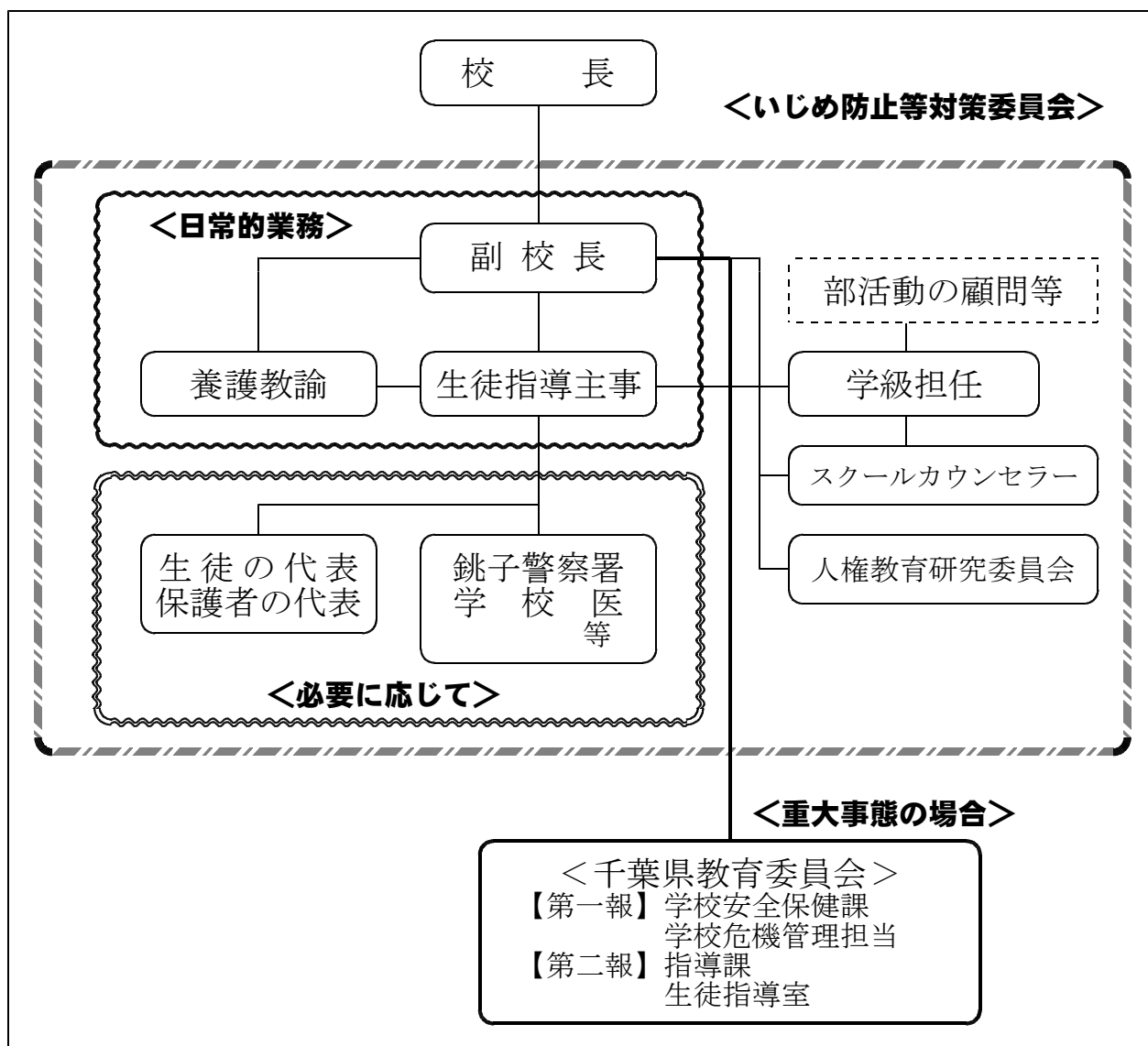
イ 「学校評価アンケート」に「いじめ問題への取組」について評価項目を設定し、教職員、生徒、保護者で評価する。

(3) その他

上記留意事項に基づき、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで、いじめ防止基本方針の見直しを図る。

校内いじめ防止対策の組織・対応

(1) 組織



(2) いじめ被害者への対応（本人・保護者）

- ア いじめ被害者の自宅を訪れ、聴取した事実を保護者に説明する。
- イ いじめ被害者・保護者の心情を考慮し、誠実に丁寧に対応する。
- ウ いじめ被害者を徹底して守り抜くことを本人，保護者に伝える。
- エ 学校側の今後の対応について，関係機関との連携を含めて説明する。
- オ いじめ被害者・保護者の不安な点を聴取し，対応策を示す。

(3) いじめ加害者への対応（本人・保護者）

- ア 複数の職員により，いじめの事実について事情聴取する。
- イ 聴取記録の係を決め，手書きした後，電子データにも残す。
- ウ 暴言や威圧等の不適切な聴取方法とならないよう注意する。
- エ 聴取時間及び場所については，休憩を適宜入れながら，無理のないよう環境に配慮して設定する。
- オ 保護者に来校してもらい，聴取したことを伝える。
- カ 加害生徒に対する指導及びその保護者への対応においては、「内規」に照らし合わせた指導であることを丁寧に説明する。

(4) 周囲の生徒への指導

- ア 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりしなかったか，反省を促す。
- イ 「傍観者」として周辺で暗黙の了解を与えていなかったか，反省を促す。
- ウ いじめをなくすために何かできなかったのかを考えさせ，いじめ問題の克服に向けて指導する。